

北陸信越運輸局報

第 3 9 7 号

平成 2 6 年 2 月 2 1 日 (金曜日)
(毎月 3 回 1 ・ 1 1 ・ 2 1 日発行)

発 行 北 陸 信 越 運 輸 局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示	△鉄道事業法施行規則第 7 2 条の規定による事案の公示	・・・ 1 ページ～ 5 ページ
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・ 5 ページ～ 6 ページ
	△一般旅客定期航路事業の運賃上限変更認可	・・・ 6 ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分	・・・ 7 ページ～ 1 3 ページ
	△一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分	・・・ 1 3 ページ～ 1 4 ページ
	△一般乗用自動車運送事業者に対する行政処分	・・・ 1 5 ページ～ 1 6 ページ

○ 公 示

公示第 9 5 号

鉄道事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第 7 2 条の規定により次のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案の利害関係人 (施行規則第 7 3 条) のうち、鉄道事業法第 6 5 条第 2 項及び施行規則第 7 4 条の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、公示の日から 1 0 日以内に、下記事項を記載した申請書を運輸局長 (担当：鉄道部計画課) あて郵送又は持参にて提出されたい。

記

1. 申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 6 年 2 月 3 日

北陸信越運輸局長 和 迩 健二

事案番号	事案の件名	申請者	事案の概要
2 5 鉄計第 9 号	鉄道の旅客運賃変更認可	上田電鉄株式会社	平成 2 6 年 4 月 1 日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請
2 5 鉄計第 1 0 号	鉄道の旅客運賃変更認可	富山ライトレール株式会社	平成 2 6 年 4 月 1 日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請

25鉄計第11号	鉄道の旅客運賃変更認可	北陸鉄道株式会社	平成26年4月1日付け で実施される消費税率の 引上げに伴う旅客運賃等 の上限変更認可申請
----------	-------------	----------	--

各申請者の申請概要は別紙の通り

(別紙)

平成26年2月3日

北陸信越運輸局鉄道部

消費税率改定に伴う旅客運賃等の上限認可申請について

平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可に係る申請状況について、以下のとおりお知らせ致します。

申請日	申請者	申請の概要	旅客運輸 収入表	申請者の情報提供
平成26年1月31日	上田電鉄 株式会社	①増収率 2.609% ②初乗運賃(3km) 200円(現行200円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 34.6%(現行35.0%) 通学 49.9%(現行50.0%)	別表①	http://www.uedadentetsu.com/news/pdf.html
平成26年1月31日	富山ライト レール 株式会社	①増収率 0.841% ②均一運賃(3km) 240円(現行240円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 38.3%(現行40.0%) 通学 53.7%(現行55.0%)	別表②	http://www.t-lr.co.jp/news/news0210.html
平成26年1月31日	北陸鉄道 株式会社	①増収率 2.857% ②初乗運賃(2km) 140円(現行140円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 29.8%(現行29.6%) 通学 42.4%(現行42.8%)	別表③	http://www.hokutetsu.co.jp/news/news140131.html

○旅客運輸収入表 [運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類]

【別表①】上田電鉄株式会社

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C = B - A)	増収率 (C/A × 100)
旅客運輸収入	運 賃	283,893	270,304	291,300	7,407	2.609
	定期外	198,089	188,656	203,055	4,966	2.507
	定 期	85,804	81,718	88,245	2,441	2.845
	料 金	—	—	—	—	—
	合 計	283,893	270,374	291,300	7,407	2.609

【別表②】 富山ライトレール株式会社

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C = B - A)	増収率 (C/A × 100)
旅客運輸収入	運 賃	376,296	358,377	379,462	3,166	0.841
	定期外	267,096	254,377	267,096	0	0.000
	定 期	109,200	104,000	112,366	3,166	2.899
	料 金	—	—	—	—	—
	合 計	376,296	358,377	379,462	3,166	0.841

【別表③】 北陸鉄道株式会社

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C = B - A)	増収率 (C/A × 100)
旅客運輸収入	運 賃	505,220	481,162	519,653	14,433	2.857
	定期外	289,741	275,944	297,996	8,255	2.849
	定 期	215,479	205,218	221,657	6,178	2.867
	料 金	—	—	—	—	—
	合 計	505,220	481,162	519,653	14,433	2.857

公示第99号

鉄道事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第72条の規定により次のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案の利害関係人（施行規則第73条）のうち、鉄道事業法第65条第2項及び施行規則第74条の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した申請書を運輸局長（担当：鉄道部計画課）あて郵送又は持参にて提出されたい。

記

1. 申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年2月12日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

事案番号	事案の件名	申請者	事案の概要
25鉄計第12号	鉄道の旅客運賃変更認可	しなの鉄道株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請

各申請者の申請概要は別紙の通り

(別紙)

平成26年2月12日
北陸信越運輸局鉄道部

消費税率改定に伴う旅客運賃等の上限認可申請について

平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可に係る申請状況について、以下のとおりお知らせ致します。

申請日	申請者	申請の概要	旅客運輸 収入表	申請者の情報提供
平成26年2月7日	しなの鉄道 株式会社	①増収率 2.854% ②初乗運賃(3km) 190円(現行180円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 40.0%(現行40.0%) 通学 61.4%(現行61.3%)	別表①	http://www.shinanorailway.co.jp/news/2014/02/1225.php

○旅客運輸収入表〔運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類〕

【別表①】しなの鉄道株式会社

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	運 賃	2,364,374	2,251,785	2,432,563	68,189	2.884
	定期外	1,205,232	1,147,840	1,240,188	34,956	2.900
	定 期	1,159,142	1,103,945	1,192,375	33,233	2.867
	料 金	25,000	23,810	25,000	0	0.000
	合 計	2,389,374	2,275,594	2,457,563	68,189	2.854

公示第102号

鉄道事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第72条の規定により次のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案の利害関係人(施行規則第73条)のうち、鉄道事業法第65条第2項及び施行規則第74条の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した申請書を運輸局長(担当：鉄道部計画課)あて郵送又は持参にて提出されたい。

記

1. 申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年2月20日

北陸信越運輸局長 和 迄 健二

事案番号	事案の件名	申請者	事案の概要
25鉄計第13号	鉄道の旅客運賃変更認可	万葉線株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請

各申請者の申請概要は別紙の通り

(別紙)

平成26年2月20日

北陸信越運輸局鉄道部

消費税率改定に伴う旅客運賃等の上限認可申請について

平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可に係る申請状況について、以下のとおりお知らせ致します。

申請日	申請者	申請の概要	旅客運輸 収入表	申請者の情報提供
平成26年2月17日	万葉線 株式会社	①増収率 2.127% ②初乗運賃(2km) 220円(現行220円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 37.9%(現行38.2%) 通学 57.7%(現行58.0%)	別表①	

○旅客運輸収入表 [運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類]

【別表①】万葉線株式会社

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C = B - A)	増収率 (C/A × 100)
旅客運輸収入	運 賃	311,348	296,522	317,970	6,622	2.127
	定期外	239,309	227,913	243,864	4,555	1.903
	定 期	72,039	68,609	74,106	2,067	2.869
	料 金	—	—	—	—	—
	合 計	2,389,374	296,522	317,970	6,622	2.127

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証 (自動車技術安全部)

認証番号	富認証第197号
認証年月日	平成26年2月12日
事業者名	有限会社カーメンテナンス朝倉
事業場名	有限会社カーメンテナンス朝倉 钣金塗装工場
事業場所在地	富山県黒部市荻生字新堂6850番地9
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業

対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】 普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■一般旅客定期航路事業の運賃上限変更認可（海事部）

申請者の氏名及び名称	栗島汽船株式会社			
認可日及び認可番号	平成26年2月12日付北信賃第6号			
認可の概要	栗島～岩船航路			
	1. 旅客運賃 (単位：円)			
	種 類	上限運賃(新)	上限運賃(旧)	改定率
	1 等	2,820	2,750	2.55%
	2 等	1,880	1,830	2.73%
	2. 特殊手荷物運賃 (単位：円)			
	種 類	上限運賃(新)	上限運賃(旧)	改定率
	自転車、小児用の車その他道路運送車両法第2条第4項の軽車両	460	450	2.22%
	原動機付自転車	910	890	2.25%
	二輪自動車 (総排気量0.75リットル未満)	1,370	1,340	2.24%
	二輪自動車 (総排気量0.75リットル以上)	1,840	1,790	2.79%
	3. 自動車航送運賃 (単位：円)			
	車 両 の 長 さ	上限運賃(新)	上限運賃(旧)	改定率
	3m未満	6,980	6,790	2.80%
	3m以上 4m未満	10,520	10,230	2.83%
	4m以上 5m未満	14,070	13,680	2.85%
	5m以上 6m未満	17,610	17,130	2.80%
	6m以上 7m未満	21,150	20,570	2.82%
	7m以上 8m未満	24,700	24,020	2.83%
	8m以上 9m未満	28,240	27,460	2.84%
9m以上 10m未満	31,790	30,910	2.85%	
10m以上 11m未満	35,360	34,380	2.85%	
11m以上 12m未満	38,940	37,860	2.85%	
1m増すごとに(加算額)	2,090	2,040	2.45%	

○ 行政処分

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年1月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年1 月6日	和束運輸株式会社 代表者杉本邦一	加賀営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成23年11月4日、労働基準監督署と合同により監査を実施。4件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	4	4
	京都府相楽郡和束町 大字門前小字落久保 18-2	石川県加賀市三木町 口12-1-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年1 月7日	大井運送株式会社 代表者大井隆	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年3月14日、広島運輸支局から道路交通法令違反通知書が移牒されたことから監査実施。6件の法令違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(5)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	1	1
	長野県岡谷市長地小 萩1丁目14-2	長野県岡谷市長地小 萩1丁目14-2	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

				第5項) (6) 運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
平成26年1月10日	長野コスモ物流株式会社 代表者西井隆志	コスモ物流ロジステージ	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年6月27日、労働局から労働条件改善のための通報書が届いたことから監査実施。4件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) (3) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (4) 点呼の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	3	3
	長野県佐久市猿久保26-1	長野県小諸市耳取1461-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年1月15日	すぎ急送株式会社 代表者杉本裕	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成23年10月20日、公安委員会より道路交通法違反通知が届いたことから監査実施。6件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2) 健康状態の把握義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項) (3) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) (4) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (5) 点呼の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (6) 運転者に対する指導監督の記録違反 (貨物自動車運	3	3
	石川県白山市橋爪町338	石川県白山市橋爪町338-2	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

				送事業輸送安全規則第10条第1項)		
平成26年1月15日	株式会社上越商会 代表者 荊木文明	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年5月15日、公安委員会より道路交通法違反通知書が届いたことから監査実施。4件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
	新潟県上越市大字土橋1012番地	新潟県上越市大字土橋1012番地	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年1月16日	三陽陸運株式会社 代表者 矢野隆三	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年12月18日、公安委員会より道路交通法違反通知書が届いたことから監査実施。4件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(3)運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
	富山県射水市布目沢622番地	富山県射水市布目沢622番地	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年1月16日	巻運送株式会社 代表者 藤田忍	吉田営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成23年10月21日、「労働基準監督署との合同監査・監督の実施」に基づき監査実施。7件の法令違反が認められた。(1)乗	3	3
	新潟県燕市吉田鴻巣81-1	新潟県燕市吉田鴻巣81-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

				<p>務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）（2）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）（3）点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）（4）乗務等の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）（5）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）（6）運行指示書の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項）（7）運行管理者の補助者要件違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項）</p>		
平成26年1月17日	株式会社新鮮便 代表者佐藤稔也	新潟営業所	輸送施設の使用停止（20日車）	<p>平成24年5月23日、公安委員会より道路交通法違反通知書が届いたことから監査実施。2件の法令違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）（2）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p>	2	2
	群馬県桐生市相生町2-970-1	新潟県新潟市北区笹山東50	貨物自動車運送事業法第17条第1項			
平成26年1月19日	有限会社ブイライン 代表者田村光博	新潟営業所	輸送施設の使用停止（50日車）	<p>平成23年5月11日、労働局から労働条件改善のための通報書が届いたことから監査実施。10件の法令違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）（2）点呼の実施義務違反（貨物</p>	5	5
	新潟県燕市分水桜町2丁目10-4	新潟県新潟市北区島見町字長潟2590-12	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

				<p>自動車運送事業輸送安全規則第7条) (3) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (4) 点呼の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (5) 運行指示書の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項) (6) 運転者台帳の作成義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4) (7) 運転者台帳の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4) (8) 運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (9) 整備管理者の選任(解任)未届出違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第52条) (10) 運行管理者の選任(解任)未届出違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)</p>		
平成26年1月24日	マルソー株式会社 代表者渡辺嘉彦	新潟流通S L C	文書警告	<p>平成25年12月12日、公安委員会より道路交通法令違反通知書が届いたことから監査実施。3件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2) 乗務等の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条) (3) 運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p>	0	0
	新潟県三条市大字月岡字綾ノ前2783-1	新潟県新潟市西区緒立流通2丁目3-6	貨物自動車運送事業法第17条第1項			

平成 26 年 1 月 29 日	北産運輸株式会社 代表者氷見直樹	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年9月11日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
	富山県富山市中田2-1-30	富山県富山市中田2-78-2	貨物自動車運送事業法第17条第1項			
平成 26 年 1 月 29 日	株式会社久保建材工業 代表者久保陽一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年10月29日、街頭検査において、整備命令書を発令したことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)不正改造車両の運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条及び第47条)	2	2
	石川県かほく市箕内口47	石川県かほく市高松ミ21番地1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成 26 年 1 月 29 日	株式会社興商 代表者下根興喜	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年9月28日、公安委員会より道路交通法違反通知書が届いたことから監査実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
	石川県金沢市駅西本町3丁目14番48号	石川県金沢市駅西本町3丁目14番48号	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成 26 年 1 月 29 日	北川運輸株式会社 代表者西川修一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年10月5日、街頭検査において整備命令書を発令した	4	4
	石川県金沢市大桑町	石川県金沢市大桑町	貨物自動車運送事業			

	チ155	チ155	法第17条第3項	ことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)不正改造車両の運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条及び第47条)		
平成26年1月30日	東信運送株式会社 代表者朝場宏雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年1月11日、公安委員会より道路交通法令違反通知書が届いたことから監査実施。2件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	3	3
	長野県長野市若穂綿 内字南篠305-7	長野県長野市若穂綿 内字南篠305-7	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年1月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年1月6日	小千谷観光バス株式会社 代表者川内竹治	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年6月12日、高速ツアーバスを実施している貸切バス事業者に対する重点監査対象事業者として監査実施。1件の法令違反が確認された。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)	1	1
	新潟県小千谷市大字 桜町字伊米ヶ崎23 75番地1	新潟県新潟市西区五 十嵐東3丁目14- 3	道路運送法第15条 第1項			
平成26年1月6日	小千谷観光バス株式会社 代表者川内竹治	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年6月1日、高速ツアーバスを実施している貸切バス事業者に対する重点監査対象事業者として監査実施。5件の法令違反が確認された。(1)営業区域外運送(道路運	5	5

	新潟県小千谷市大字 桜町字伊米ヶ崎23 75番地1	新潟県小千谷市大字 桜町字伊米ヶ崎23 75番地1	道路運送法第27条 第1項	送法第20条(2)乗 務時間等の基準の遵守 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第21条第 1項)(3)健康状態の 把握義務違反(旅客自 動車運送事業運輸規則 第21条第5項)(4) 点呼の実施義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第24条)(5) 点呼の記録義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第4 項)		
平成26年1 月6日	株式会社みまき野観 光 代表者田中忠男	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年2月7日、 新規許可を受けた事業 者として監査実施。4 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間 等の基準の遵守違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1 項)(2)点呼の実施 義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第24 条)(3)点呼の記録 義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第24 条第4項)(4)点呼 の記載事項義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第4 項)	3	3
	長野県上田市生田3 1番地4	長野県東御市新張字 上原1265番地2 03	道路運送法第27条 第1項			
平成26年1 月24日	有限会社昭和サービ ス 代表者手塚昌彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)	平成24年2月6日、 貸切バス事業者に対す る重点監査の対象事業 者となったことから監 査実施。1件の法令違 反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(旅客自動車運送事 業運輸規則第45条、道 路運送車両法第48条)	5	5
	長野県飯田市宮ノ上 4720番地1	長野県飯田市宮ノ上 4720番地の1	道路運送法第27条 第1項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般乗用自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年1月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年1 月14日	松葉タクシー有限会 社 代表者松葉和彦	御代田営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年4月19 日、運賃收受に関する 苦情があったことから 監査実施。1件の法令 違反が認められた。 (1) 運賃の收受違反 (道路運送法第9条の 3第1項)	2	2
	長野県佐久市大字猿 久保779-2	長野県北佐久郡御代 田町大字御代田24 22-23	道路運送法第9条の 3第1項			
平成26年1 月15日	頸城ハイヤー株式会 社 代表者唐澤紀雄	柿崎営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年4月26 日、運賃收受に関する 苦情があったことから 監査実施。1件の法令 違反が認められた。 (1) 運賃の收受違反 (道路運送法第9条の 3第1項)	2	2
	新潟県上越市西本町 1丁目17番地4号	新潟県柿崎区柿崎6 221番地10号	道路運送法第9条の 3第1項			
平成26年1 月16日	東港タクシー株式会 社 代表者山口道夫	聖籠町営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年4月24 日、公安委員会より道 路交通法違反通知書が 届いたことから監査実 施。3件の法令違反が 認められた。(1) 点 呼の実施義務違反(旅 客自動車運送事業運輸 規則第24条)(2) 運 転者に対する指導監督 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第38条 第1項)(3) 補助者の要 件違反(旅客自動車運 送事業運輸規則第47 条の9第3項)	1	1
	新潟県新潟市太郎代 71番地3号	新潟県北蒲原郡聖籠 町東港7丁目861 番地10号	道路運送法第27条 第1項			

平成 26 年 1 月 17 日	株式会社あいうえお レンジ 代表者安久 津修	本社営業所	輸送施設の使用停止 (75日車)	平成24年2月27 日、重点監査の対象事 業者となったことから 監査実施。7件の法令 違反が認められた。 (1) 事業計画の変更 認可違反(道路運送法 第15条第1項)(2) 事業計画の事後変更届 出違反(道路運送法第 15条第4項)(3)点 呼の実施義務違反(旅 客自動車運送事業運輸 規則第24条)(4)点 呼の記録義務違反(旅 客自動車運送事業運輸 規則第24条第4項) (5)点呼の記載事項 義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第24 条第4項)(6)点呼 の記録保存義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第4 項)(7)整備管理者 の選任違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第 45条、道路運送車両法 第50条第1項)	8	8
	長野県松本市松原1 1番地1	長野県松本市松原1 1番地1	道路運送法第27条 第1項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。